

政令第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は平成十六年十月二十七日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は平成十七年四月一日とする。

理 由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。